

(2) 現従業員及び元従業員に対して、胆管がんの診断を主目的とした健康診断を行っております。

9 現在のS社の対策について

(1) 労働局及び労働基準監督署からは、現在の作業環境についての改善指示はありませんでした。もっとも、原因が不明であることから、念のため校正部従業員に防毒マスクを配布し、着用を義務づけております。

(2) 換気については、専門家に依頼をして、有機則だけではなく、米国産業衛生学術会識(ACGIH)による基準も満たす、よりよい職場環境としていきます。

10 最後に、今回の件につきまして、1日も早く原因が究明されることをS社としても願ってやみません。そのために、できる限りのことはしていく所存です。 以上

間、現場では洗浄剤のことをそのように呼んでいたものであり、「ブランケットクリーナー」を省略して「ブラクリン」と呼んでいたわけではない。

この「ブラクリン」を平成9年以前に使用していたことについては、複数の元従業員が明確に記憶しているとする証言がある。一方、会社の文書には、平成9年以前は何を使用していたかという点に関する説明が一切ない。

日研化学研究所によると、ブラクリンの成分は以下のものである。

平成元年～平成4年・5年	
ジクロロメタン	15-25重量%
1,2-ジクロロプロパン	50-60重量%
1,1,1-トリクロロエタン	15-25重量%
平成4年・5年～平成10年	
ジクロロメタン	40-50重量%
1,2-ジクロロプロパン	40-50重量%
ミネラルスピリット	1-10重量%
平成10年以降	
ジクロロメタン	50-60重量%
ミネラルスピリット	15-25重量%
2-ブタノール	15-25重量%

なお、厚生労働省の7月10日付け文書「胆管がんに関する一斉点検結果の取りまとめ結果等について」には、「平成3年から平成18年までに使用されていたと考えられる洗浄剤は、事業場に納品書等が保存されていないため、大阪労働局が納入業者から入手した伝票を整理し、また、元労働者のからの聞き取り結果も合わせ取りまとめた。これによれば、長期間にわたり使用された洗浄剤成分としては、ジクロロメタン、1,2-ジクロロプロパン及び1,1,1-トリクロロエタンがあげられるが、伝票等による裏付けが完了したのは、1,2-ジクロロプロパンのみであり、他の2物質については、元労働者からの聞き取りの結果から使用量も含めて情報が得られているが、今のところ事業場関係者等からの情報は得られていない。」と記載されており、ジクロロメタンおよび1,1,1-トリクロロエタンの使用についても、元従業員が証言していることを厚労省も確認している。また、同文書において、「1,2-ジクロロプロパンを過去の使用が裏付けられた物質、ジクロロメタ

## SANYO-CYP社の主張の問題点

平成24年7月31日  
産業医科大学産業保健学部  
安全衛生マネジメント学  
准教授 熊谷信二

SANYO-CYP社(以下、S社と略す)の従業員・元従業員に肝内・肝外胆管癌が多発している件に関して、S社が発表したコメントには重大な疑義がある。多くの方が犠牲になっていることから考えれば、見過ごすことはできない。以下に、私が調査した事実を基に、S社のコメントの問題点を指摘する。

### ① 使用していた洗浄剤

洗浄剤について、同社の文書には、「平成9年から平成18年まで1,2-ジクロロプロパンを主成分とする「ブランケットクリーナー」を使用していました。「ブランケットクリーナー」については、従業員への聞き取りをしたところ、「ブラクリン」と省略して呼んでいたことが分かっております」と記載されている。

S社では、平成元年頃から平成9年・10年頃まで「ブラクリン(日研化学研究所製)」を使用していた。そのため、洗浄剤を変更した以降も暫くの

ン及び1,1,1-トリクロロエタンを過去に使用された可能性が高いが裏付け作業中の物質」と述べており、資料などによる裏付けはないけれども、厚労省は、使用の可能性が高いと判断していることがわかる。

## ② 有機溶剤健診の結果

2005年から2008年まで実施した有機溶剤健診で全員問題がなかったと述べているが、次のような事実がある。

ある元従業員は、2006年の会社の健診で肝機能に異常があり、別の病院で再検査を行った。その結果、有機溶剤による肝機能異常との診断書が出て、会社に提出したところ、製版部(2階)に配置転換された。彼は配置転換された後1カ月程度で退職したが、現在も肝機能異常が継続し、胆管の炎症と診断されている。

その他にも、在職中に肝機能異常を指摘され、それが原因で会社を退職した方や、精密検査の結果、胆管癌が見つかった方がいる。

## ③ 異常事態の把握時期

会社が胆管癌の発症を初めて把握したのは2003年であるとしている。しかし、1996年には従業員ががんを発症し、また1997年には別の従業員ががんを発症し1998年に死亡している。当時は、従業員の間では、肝臓のがんということになっていたようである。また、1996年には別の従業員が劇症肝炎を、1999年には別の従業員が急性肝炎を発症している。いずれも在職中であり、肝臓に重篤な疾患が多発していたことを会社が知らなかったわけがない。この時、従業員の間で有機溶剤が原因ではないかと問題になったが、会社側はそれらの意見を封じ込めたとのことである。この時期に調査を行い、原因がわからなければ、労働基準監督署に相談すれば、その後の事態は変わっていたことは間違いない。

## ④ 排気設備や防毒マスクなどの対策

ジクロロメタン(第二種有機溶剤)を使用していたので、発生源の密閉化、局所排気装置の設置、あるいはプッシュプル型換気装置の設置により、作業場の濃度を低減させることが、法的に事業主に義務付けされている(注1)。また、6か月以内ごとに

作業環境測定および特殊健康診断を実施することも義務付けされている(注2)。しかしながら、このような対策を実施していなかった。

## ⑤ 労働者の健康を確保する対策

S社のコメントでは、有機溶剤中毒予防規則の対象物質を使用していなかったため、排気設備の設置の規定はなく、防毒マスクと手袋の使用は義務付けられていないと主張している。しかし、有機溶剤中毒予防規則の対象物質の使用の有無にかかわらず、労働安全衛生法により、事業主には、労働者の安全と健康を確保することが義務付けられている(注3)。S社では、1990年代以降、現在に至るまで、重大な肝臓・胆管障害を起こした者が相次いでいるのであるから、適切な対策を実施して従業員の健康障害を予防することは会社の法的義務である。

### 注1 有機溶剤中毒予防規則

第5条 事業者は、屋内作業場等において、第一種有機溶剤等又は第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。

### 注2 労働安全衛生法

第65条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

第66条 事業者は、労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、医師による健康診断を行わなければならない。

### 注3 労働安全衛生法

第3条 事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。